

山梨市水道料金ガイド

上水道 令和元年12月通常検針分からの料金
下水道 令和4年6月通常検針分からの料金

水道料金について

- 検針を2か月毎に行なっているため、水道料金は2か月分で計算しています。
- 水道料の納付は、口座振替と納入通知書による納付があります。

【口座振替による納付】 お申込みいただいた口座から自動的に納付できます。

口座振替日 検針月の翌月の16日。(休日場合は、翌営業日になります。)

口座振替のできる金融機関

- ・山梨中央銀行 ・甲府信用金庫 ・山梨信用金庫 ・山梨県民信用組合 ・中央労働金庫
- ・フルーツ山梨農協 ・ゆうちょ銀行

口座振替の申込方法

上記の口座振替のできる金融機関の窓口で直接お申し込みください。お申込みの際には、通帳印と水栓番号がわかるもの(使用水量のお知らせ又は納入通知書)をお持ちください。

* 市内の金融機関には口座振替依頼書をご用意しております。

* 口座振替依頼書をお客様が直接水道課へ提出する必要はありません。

* 口座振替による納付をされている方に対しては、検針時にお届けする「使用水量のお知らせ」の下側にある「前回分口座振替済のお知らせ」の欄をご確認ください。

【納入通知書による納付】 下記の納付場所、山梨市役所水道課及び支所の各窓口で納付できます。

納付場所

- ・山梨中央銀行 ・甲府信用金庫 ・山梨信用金庫 ・山梨県民信用組合 ・中央労働金庫
- ・フルーツ山梨農協 ・ゆうちょ銀行 (山梨県/神奈川県/千葉県/埼玉県/群馬県/栃木県/茨城県/東京都)

納期限 検針月の翌月の末日まで。

基本料金 (2か月につき・金額は税抜き・メーター口径別)

13mm	20mm	25mm			
2,460円	2,620円	2,700円			
30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
7,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円

水道料金 (2か月につき・金額は税抜き)

	20m ³ 未満	21~40m ³	41~100m ³	101m ³ 以上	401m ³ 以上
水道料金 (口径13mm~25mm)	上記基本料金	150円(1m ³)	170円(1m ³)	200円(1m ³)	
水道料金 (口径30mm~)	上記基本料金		170円(1m ³)	200円(1m ³)	
下水道料金	2,360円	141円(1m ³)	153円(1m ³)	164円(1m ³)	175円(1m ³)

料金の計算方法の例： 口径13mmと30mmをそれぞれ2か月で50m³使用した場合(上水道のみ)

	13mm
基本料金	2,460円 (基本水量20m ³)
水量料金	3,000円 (使用水量20m ³ ×150円)
〃	1,700円 (使用水量10m ³ ×170円)
計	7,160円
消費税	716円(10%)
合計	7,876円

	30mm
基本料金	7,000円 (基本水量40m ³)
水道料金	1,700円 (使用水量10m ³ ×170円)
計	8,700円
消費税	870円(10%)
合計	9,570円